

答 申 書
(答申第49号)
平成19年2月28日

1 審査会の結論

事故報告書及びその添付書類のうち、被害者の氏名、年齢、職業及び病院名を非開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、平成〇年〇月〇日、〇〇市〇〇条〇〇丁目〇番地の交差点での交通事故の事故報告書及び処分通知書の写しである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、事故報告書及びその添付書類（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）又は同条同項第6号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分のうち、事故報告書に記載されている被害者の氏名、年齢、職業及び病院名、事故報告書の添付書類である供述書に記載されている被害者の氏名、年齢及び病院名、並びに同添付書類である上申書に記載されている被害者の氏名（以下「被害者の氏名等」という。）の開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を1号情報に該当するとして非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関は、被害者の氏名等は、特定の個人であると明らかに識別される情報又は他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る可能性のある情報であり、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

ウ 被害者の氏名等は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

被害者の氏名等の情報が開示されると、これらの情報から識別される特定の個人が交通事故の被害者であるということが明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、被害者の親族であり、詳細な事実を把握すべきであるとして1号情報に該当しない旨主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人の主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年12月7日	○ 諮問書の受理（諮問番号52） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年12月15日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成19年1月18日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年2月15日 （第一部会）	○ 審議
平成19年2月27日 （第19回審査会）	○ 答申案審議
平成19年2月28日	○ 答申